

議第55号

三島市印鑑条例の一部を改正する条例案

三島市印鑑条例（昭和50年三島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年6月6日提出

三島市長 豊岡 武士